

学校法人葵学園 ハラスメント防止規程

第1条 この規程は、就業規則第89条により定める。学校法人葵学園(以下「学園」という。)におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置(以下「ハラスメント防止等」)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 役員、教職員又は学制等によって他の役員、教職員、学生又は関係者を不快にさせる性的な言動を行うことにより不利益を与えること。
- イ 一個人を対象にせずとも、性的な言動を行うことにより、修学、就業、教育を行う環境を著しく損なう場合、セクシュアル・ハラスメント行為があつたとみなすことがある。

(2) パワー・ハラスメント

- ア 就業の場において、優越した地位にある役員、教職員、関係者が、職務上の優越的地位を不当に利用して、他の役員、教職員、関係者の職務上の権利を侵害し、人格を辱める言動を行うこと。なお客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われ適正な業務指示や指導については、それに該当しない。
- イ パワー・ハラスメントは、ハラスメントを受けた対象者によっては、アカデミック・ハラスメントとなる場合がある。

(3) アカデミック・ハラスメント

教育の場において、優越した地位にある者が、その地位を利用して指導を受ける者(学生)に対し、不適切で不当な発言や行為によって物理的、身体的、精神的な苦痛を与えていること。

(4) その他のハラスメント

前項に定めるもののほか、妊娠・出産・育児・介護休業などの制度の利用者に対して不利益な扱いや職務上の権利を侵害し、人格を辱める言動をおこなうこと。なお業務分担や、安全面の配慮などの観点から、客観的に見て、必要性に基づく言動については、妊娠・出産・育児・介護休業などのハラスメントには該当しない。

(学園の責務)

第3条 学園は、教職員が十分にその能力を發揮し若しくは能率をあげることができるような勤務環境を確保し又、学生がその向上心を十分に發揮できるような教育環境を確保するため、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じ

た場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 学園は、ハラスメントに関する相談及び苦情（以下「相談・苦情」という。）の申出、相談・苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに対する教職員の対応に起因して、該当教職員が職場において不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

（学生への保護義務）

第4条 教職員は、学園の内外において、他の者が学生に対しハラスメントをしていることを見つけた場合は、そのハラスメントから学生を待避させるなどして保護しなければならない。

（役員、教職員及び学生等の責務）

第5条 役員、教職員及び学生等は、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

（防止委員会）

第6条 学園は、ハラスメントの防止等の適切な実施を期すため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第7条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
 - (2) 副校長
 - (3) 学科長
- 2 委員長は、理事長が指名する法人事務局が就任する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員（委員長を除く。）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、法人事務局の職を退いたときは、委員長の職を失う。

（委員会の任務）

第8条 委員会は、ハラスメント防止の啓発を行うとともに、ハラスメントを受けた教職員又は学生（以下「被害者」という。）から相談・苦情を受ける相談窓口を運営し、ハラスメント被害の事実関係を調査し、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（委員会の運営）

第9条 委員長は、必要に応じて会議を招集することができる。

- 2 委員会は委員以外の物（学外者を含む。）の出席を求めることができる。
- 3 委員会の事務局は、法人事務局に置く。

（相談窓口）

第 10 条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情・相談」という。)に対応するため、防止委員会の下に、ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。

2 相談窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 相談を受け付けること。
- (2) 相談に関する事実確認(これを行うための簡易な調査を含む)を行う。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を委員会に要請すること。
- (4) 相談に関する記録を作成し、管理すること。
- (5) 相談の事例を研究し、ハラスメント防止等のために参考となる情報を収集すること。
- (6) ハラスメント防止等に関する啓発活動及び研修を実施すること。
- (7) 相談窓口の活動状況を委員会に報告すること。

第 11 条 相談窓口には相談員を置き、相談員は、苦情・相談の受け付けに当たるとともに、苦情・相談の具体的な事項を防止委員会に報告する。

第 12 条 相談員は、次に掲げる者を持って充てる。

- (1) 防止委員会委員長から推薦された事務系職員
- (2) 理事長が指名する教員

2 前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等について識見を有する部外者を相談員として又は、外部機関を相談窓口とすることができる。

(相談・苦情の申出)

第 13 条 相談・苦情の申出は、被害者に限らず、すべての教職員及び学生が、上司、理事長及び相談員のいずれかに対しても行うことができる。

- 2 ハラスメントが現実に生じた場合だけでなく、その発生のおそれがある場合も、相談・苦情の申出ができる。
- 3 申出の方法は、面談、電話、電子メール又は文書によるものとする。
- 4 第 1 項により相談・苦情の申出を受けた上司、理事長又は相談員は、被害者に対し当面の適切な指導・助言を行ったうえで、委員会に速やかに報告する。

(守秘義務)

第 14 条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその任務を退いた後も同様とする。

(事実関係の調査)

第 15 条 委員会は、相談員、上司、理事長から事案の報告を受けたとき、又は教職員若し

くは学生から直接相談・苦情を受けたときは、ハラスメント被害の事実関係を明らかにするため、すみやかに必要な調査を行わなければならない。

2 当該事案の関係者は、前項の調査に協力しなければならない。

(措置の決定)

第 16 条 委員会は、公正な調査の結果ハラスメント被害の事実が確認された場合は、必要に応じて、次に掲げる行為その他の措置を講じるものとする。

- (1) 被害者と加害者との関係の改善にむけての支援
- (2) 被害者の勤務条件上の不利益の回復
- (3) 加害者に対する人事管理上の措置についての理事長への上申

(弁護士への調査委任)

第 17 条 委員長が必要と認めるときには、事実関係の調査を弁護士に依頼することができる。

2 前項の規定による委任を行うときは、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

(懲戒処分)

第 18 条 理事長は、ハラスメントを行った教職員に対し、学園の就業規則第 124 条に基づき、その状況に応じて懲戒処分を行う。ハラスメントを行ったものが学生の場合は学則に即して処分する。また、ハラスメントを行ったものが学園理事の場合、理事会において処分を決定する。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が決める。

附 則

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から定める。

施行改定

平成 22 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 4 月 1 日 改訂

